

第33回

震災復興支援活動を続ける弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 日高 絢子 (62期)

3月11日の東日本大震災以降、弁護士による様々な形の被災者支援活動が行われています。今回は、東京まで避難をされてきた方に対し、支援活動を続けている足立剛会員（61期）にお話をうかがいました。

足立 剛 会員 (61期)

東京都八王子市出身。早稲田大学卒業後、東京での司法修習を経て、東京弁護士会登録（現行61期）。立川市にある弁護士法人多摩パブリック法律事務所に入所。東京弁護士会刑事弁護委員会多摩支部委員長。東京三弁護士会東日本大震災復興旧復興本部多摩支部PTに所属。

—震災後、まずどのような支援活動をされましたか。

勤務をしている事務所が多摩地域における公設事務所であることから、多摩地域において避難所として指定された味の素スタジアムでの無料法律相談を行いました。

—震災後、味の素スタジアムで無料法律相談をすることになった流れについて教えてください。

東京三弁護士会から東京都に対する申し入れに基づいて、有志の弁護士数名が平成23年3月21日に味の素スタジアムを訪問しました。そこで、まず、当日と翌日の2日間、無料法律相談を試行しました。

3月23日から、土日を含む毎日午後4時から6時までの2時間、4から6名ほどの有志の弁護士が相談にあたることになりました。

3月27日までは、ごく僅かな有志の弁護士が、相談を担当してきました。しかし、無料相談を継続するには、より多くの弁護士が必要でしたので、各研修会や多摩支部の委員会メーリングリストなどにより、無料相談担当のボランティア弁護士を募りました。

皆様のご協力により、無料相談への参加を求める弁護士数は50名ほどにのぼり、所属事務所の弁護士で、3月28

日から4月10日までの相談担当名簿を作成し、各弁護士に配点しました。4月11日以降の名簿作成については、弁護士会多摩支部事務局へ移行し、徐々にオフィシャルな相談体制を整えていきました。

—震災についての相談に関する知識はもともとある程度あったのですか。

私は、これまでずっと東京在住でしたので、大震災の経験はなく、震災についての法律相談に関する知識は、まったくありませんでした。

そのため、まずは、研修会に積極的に参加し、その後、文献などで細かい点について勉強するというスタイルを採りたいと思っていました。

しかし、実際のところ、参加できた研修会は僅かで、味の素スタジアムにおける初期の相談を立て続けに担当しましたので、細かい点については、相談の都度、確認していくというような感じでした。

—味の素スタジアムで法律相談を始めて、相談者はたくさん来ましたか。

弁護士の数居が高いと思われていたせいか、最初のころ、相談件数は伸びませんでした。しかし、毎日やっていると、徐々に認識されてきて、しかも、相談担当者はみな同じジャンパーを着るようにしていましたので、施設内を巡回していると、声を掛けてくれる避難者も多くなりました。

—通常法律相談と大きく違う部分というのはどのようなところですか。

今後は、もっと法律相談といえるものが増えてくると思いますが、味の素スタジアムで相談をしていたころは、法律相談というよりは、避難者に対する情報提供という側面が強かったと思います。

— 相談の内容は、どのようなものが多かったですか。

味の素スタジアムへ避難していた方々は、福島原発付近から来られた方が多かったので、やはり、いつ帰れるのか、家が心配だとか、補償はどうなるのかなど、原発関係の相談が多かったです。

また、相談の時期によっても、相談内容に変化がありました。震災後間もない3月下旬ころは、お子さんの入学する学校についての相談が相当数ありました。また、預金をどのように引き出したら良いかや、保険証などの重要な書面を置いて来たままだがどうしたら良いかという質問も多くありました。しばらく時間が経ってからは、今後の生活につき、生活保護の相談をされる方も多かったですね。

— 震災相談の際に何か心がけていることはありますか。

避難者の方々は、極めて不自由な生活をされており、かなりの精神的負担を受けています。従って、まずは、相談者がどのような気持ちでいるのかということあたりから聴取して解きほぐし、法律相談へつなげるということを心がけていました。具体的には、避難者の方々が、大地震の時、何処にいて、何をしていたのか、どのような経緯で味の素スタジアムへ辿り着いたのかについて、まず聞いてみるというやり方が多かったです。

— 印象に残った相談はありますか。

津波がきたため、海沿いの職場から高台へ避難した方の話です。その方の話によれば、津波が背後から迫ってくる際、強い衝撃波を受け、かなりの恐怖を覚えたということでした。法律相談ではないのですが、強く印象に残っています。

— 被災者支援にはかなり期の若い弁護士も参加しているのですか。

もちろん年配の方々にもご参加いただいておりますが、期の若い弁護士の参加が目立っていると思います。

— 味の素スタジアム閉鎖後の支援体制について教えてください。

4月25日からは、毎週水曜日と土曜日の午後1時から3時までの間、立川法律相談センターにおいて、被災者に対する無料法律相談枠を設けました。また、弁護士会多摩支部において、震災に関するプロジェクトチームが結成され、多摩地域30市町村に散らばった避難者を対象に市町村毎に巡回相談を企画・開催しています。7月9日現在、東大和市、日野市、八王子市で開催しました。

— 被災者支援に関わっている中でどのような点が大変ですか。

被災者支援に限りませんが、先ほども述べましたように、弁護士は費用が高く、敷居が高いと思われることだと思います。市役所へ巡回相談の企画を説明に行ったときも、営業活動なのか、ボランティアなのか、率直に聞かれました。もちろん、巡回相談もボランティアですが。

— 今までの支援活動を通じて、今後、被災者の方のためにどのような支援が必要だと感じましたか。

味の素スタジアムでの相談の経験から、相談ブースでただ待っているだけでは、相談者はほとんど来ないということを知りました。むしろ、施設内をふらふらしていると避難者の方から声を掛けていただくことが多かったです。法律相談の門戸を緩めるだけでなく、ふとしたときに気軽に相談できるような弁護士像の改革というのでしょうか、そういった活動をすることが、今後の支援の前提になってくるのではないかと思います。